

佐渡市メール配信サービスに

新しく「くらしの情報」を追加！ 4月20日(金)から

現在、防災・安心情報、火災情報、観光情報を配信している佐渡市メール配信サービスですが、4月20日(金)から新たに「くらしの情報」の配信を開始します。

くらしの情報では、市民の皆さんへ幅広くお知らせしたい行政情報（市内の検診のお知らせ、感染症情報、統計調査のお知らせなど）を提供します。毎月1回の定期配信を計画しています。

くらしの情報は次のような内容を配信します。
(イメージ)



件名 くらしの情報
=====
○月の検診情報は次のとおりです。
○月×日 会場△△
◇日 会場□□
日々の健康管理にお役立てください。

お問い合わせ

市役所地域振興課 情報政策係 ☎63-5139

●すでに市民配信メールへ登録いただいている方は

コチラ

→ 配信を希望する情報の区分が新たに加わりますので、登録内容の変更を案内するメールを配信します。変更案内メール末尾にあるアドレスへ空メールを送信後、案内に従い配信を希望する情報をチェックしてください。

●新たに市民配信メールへ登録したい方は

コチラ

→ psc1.sado@fofa.jpに空メール送ると、仮受付メールが返信されますので、案内に従って本登録をしてください。仮登録に先だって、必ず「psmail.jp」を受信可能ドメインに設定してください。



※二次元コードを利用可能な方は、左の二次元コードを利用されるとアドレス入力の手間が省けます。

生活情報 さど

点検を口実に販売勧誘する 商法にご注意を！

「あやしい」と思ったら、契約前に消費生活センターへ

点検商法は「無料点検」などをうたい文句にしながら、本当は高額な契約をさせようとするものが多く、また、最初の一つの契約から、他の契約を次々と勧め、二次被害につながることもあります。

【具体例】

・以前、無料で床下換気扇の点検してもらった業者がまた訪ねてきた。今回は白アリ駆除対策を勧められた。
・「住宅のリフォームで訪ねている。今ならお安くリフォームできる」と言われ頼んだところ、工事がとても雑で納得がいかない。

【アドバイス】

○特に、事前に何も連絡がなく、不意に訪れてきて「点検する」という業者には警戒が必要です。
○その場での契約はせず、家族や知人に相談したり、他社から見積りを取るなど、幅広く情報を収集し、比較検討をしましょう。
○契約時には契約書面などの必要事項が具体的に書かれた書面を受け

取りましょう。

○訪問販売の場合、契約した日から8日間は、クーリング・オフにより無条件で契約を解除できます。訪問してきた業者に帰るように言っても帰らなかったり、うその説明を受けた場合は、消費者契約法で取り消すことも考えられます。

○脅迫まがいの強引な販売・請求があった場合はすぐに警察へ相談してください。



不審なことは、契約をする前に消費生活センターへお問い合わせください。

お問い合わせ

佐渡市立消費生活センター

(佐和田行政サービスセンター内)
☎57-8143

(平日午前9時～午後4時)

